仙台市コンプライアンス行動規範集(素案)に対する主な委員意見と事務局対応

	分類	委員意見	事務局対応(案)
第4回推進委員会での意見	1. コンプライアン スとは	(里村委員) あまり道徳という言葉は使わない。	道徳としていた部分をすべて倫理に修正しました。
	3. コンプライアン ス推進の全体像	(矢口委員) 組織づくりは上司だけでするものではない。	上司の取り組みが特に重要ではありますが、意見を受けて若干図 を工夫しました。
		(栗原委員)本市が目指す姿を「市民との強固な信頼関係を構築し、職員一丸となって、全力で仕事に取り組む市役所」と"示しております。"は"目指します"のほうがよいのではないか。	ご意見を受けて修正しました。
		(栗原委員) 行動規範集は上から示した内容と思われないように、意識調査結果をもとに、ということを出していくべき。	ある程度長いスパンで活用していく行動規範集に入れ込むには なじまない文章であることから、行動規範集の配布や周知の際に 「意識調査結果の結果も踏まえた」ということを職員に周知して いきたい。
	4. 行動の根本原則と四つの実践行動 三. ①正確な仕事のために	(矢口委員) 報・連・相の意味が分からない人が多いのではないか。	脚注を追加。
	三. ②リカバリーが大切	(栗原委員)「委縮をして仕事をするのではなく、より良い仕事をするという意識で働ける職場を作るべき」というのは、そのとおり。さらに膨らませるべき。	意見を受けて、加筆。
		(里村委員)悪い情報ほど早く上司に報告するという呼びかけが大事。その分上司には対応する時間が生まれる。	意見を受けて、加筆。
	四. ③ともに成長する	(矢口委員) 仕事面での成長だけでなく、人間の成長もセットになっているべき。	規範集のトーンとして、市民のニーズや社会の要請に応えていく ことで、市民からの信頼を高めていくということに繋がるとして いることから、仕事面の成長プラス、この行動が市民からの信頼 を高めていくことに繋がるものと表現した。
第4回推進委員会での意見反映後の委員への再確認	1. コンプライアン スとは	(矢口委員) コンプライアンスは一般的に法令遵守と訳されますが、日本で議論されるときには、 単に法令だけでなく、組織内のルールを守ることや、高い倫理観を持つこと、そして社会的要請に 応えていくことも含まれるものと <u>解されています</u> 。⇒理解されています。	意見を受けて、修正。
		(矢口委員) この行動規範集はルールを守り、市民のニーズや社会的要請に応えていくために、 <u>ベ</u> ースとして職員がとるべき行動を示すものです。→ <u>職員がとるべき行動の規範と基準を</u> 示すもので す。	意見を受けて、修正。
	2. 仙台市コンプライアンス推進理念	(矢口委員)地方自治体としての仙台市の役割は、公共の福祉の増進、すなわち、 <u>市民の幸せ</u> ⇒ <u>市</u> 民の生活の質(Quality of Life)	意見を受けて、修正。(なお、全ての職員に分かるような内容とするべく、「QOL」の記載は省略しました。)
	3. コンプライアン ス推進の全体像	(矢口委員) コンプライアンスを推進していくためには、職員個々人のコンプライアンス意識の向上やそれに基づく行動変化、そして誰もが意見を言い合い⇒言い合うことで対話を行い	意見を受けて、修正。
		(矢口委員) 段落を細かく分けすぎると読みにくい印象になるので、検討を。	意見を受けて、段落を結合。

仙台市コンプライアンス行動規範集(素案)に対する主な委員意見と事務局対応

	分類	委員意見	事務局対応(案)
第4回推進委員会での意見反映後の再確認	4. 行動の根本原則と四つの実践行動 4. 行動の根本原則と四つの実践行動 4. 行動の根本原則と四つの実践行動 こ. ①迷ったら基本	(矢口委員) それぞれの「具体的な取り組み」について、PDCA でサイクルを回してマネジメントしていく旨の内容を記載したほうが良いのではないか。 (佐々木委員) 私たちは、法令等に基づいて業務を行うことが基本です。前例を盲信せず、常に法令や規程等に立ち返り、⇒漫然と前例を踏襲せず、法令や・・・	行動規範集はあくまでも、「職員がとるべき行動の規範と基準を示すものです。」という趣旨であることから、ここで具体的な取り組みについて、PDCAで回していくというマネージの話には触れないこととしたいと思います。規範集のマネージについては、今後策定するコンプライアンス推進計画の中で触れたいと思います。 意見を受けて、修正。
	に戻る 4. 行動の根本原則 と四つの実践行動 二. ②公正さを保つ	(矢口委員) 不当要求行為に対しては、組織 <u>で対応することが</u> 重要であることを認識し、 ⇒組織 <u>での対応が</u> 重要であることを認識し、 (八島委員) 二. で「公平性・公正性」という言葉が出てくるが、その後「公平」という言葉が出	意見を受けて、修正。 「②公正さを保つ」の常に公正さを意識し、⇒常に公平性や公正
	公益通報制度について	てこない。 栗原委員より公益通報制度の通報対象事実の範囲や文章についてご意見をいただいた。	さを意識し、に修正。 公益通報制度につきましては、現在、より相談しやすい窓口の検討をしており、早急に新たな制度を立ち上げる予定ですので、公益通報制度に関する記述は行動規範集からは削除し、新たな制度ができた段階で、改めて全職員に文書などを配布し、周知の徹底
	二. <あらためて注意を>●個人情報の適切な管理	(矢口委員) 情報漏えいした場合のリスクの大きさについて言及する必要があるのではないでしょうか。	を図っていくこととしたいと思います。 他の具体的な取り組みについても、その行為をしない、又はすることによるリスクというものはあるため、他とのバランスを考え、行動規範集でリスクについては触れないこととしたいと思います。 リスクについては、今後作成していく事例集等で触れてまいります。
	三.三. ①正確な仕事のために	(矢口委員)法令等に基づいて、正確な仕事をする。これは公務への信頼の大本⇒根幹(矢口委員)報・連・相を徹底します。⇒報・連・相※と確認・再確認を徹底します。(佐々木委員)報・連・相に事前・途中・事後ということを入れなくてよいか?	意見を受けて、修正。 確認・再確認を一つの項目として、採用。 意見を受けて、「適時、適切に報・連・相を行います。」と修正。
幹事会からの意見	全般を通して		重複感のある部分の削除、細かい文言調整、体裁の整理を行った。